

【小 論 文】

【出題趣旨】

1930年代に成立したヒトラーによるドイツ支配は、一般には、第一次大戦敗北後に戦勝国によって押し付けられた苛酷な戦後賠償や、世界大不況を引き金とするハイパーインフレ、大量失業などで疲弊したドイツ国民に、ヒトラーとナチスが狭隘な民族主義と仮想敵としてのユダヤ人迫害を巧みに組み合わせて国民の支持を集めたことによると理解されている。しかし、実際にはナチス政権成立後も廃棄されてはいなかったヴァイマル憲法を、ドイツ国民自身十分に尊重していなかったことが大きな要因であると著者は述べている。こうした視点が引き出される論理的な前提を確認し、アナロジーとして日本国憲法に対する日本国民の態度について適切な論評を加える能力を問うた問題である。

筆者の上記のような評価につき、なぜそのような評価に至ったかを正確に理解すること、および筆者の考えに対する解答者自身の評価を的確に記すことを求めている。本問は、ある意見に対する正確な理解と、それに対する適切な評価・対応をすることは法曹に求められる基本的資質の一つであるとの認識を背景としている。

【採点基準】

採点に当たっては、第一に、筆者がヴァイマル憲法に対するドイツ国民の態度と日本国憲法に対する日本国民の態度を比較し、その問題点を明らかにしようとしていることを理解したうえで、なぜそのような評価に至ったかを、どれだけ要領よく、また簡明に記しているかが重視される。また第二に、筆者の考えに対する解答者自身の評価が、どれだけ説得力をもって論理的に展開されているかがポイントとなる。全体として、筋道のとった論理を展開する能力が中心的な評価の対象となるといえよう。

以 上